

## 非常変災時その他緊迫事態における対応について（高校生）

### 1. 滋賀県内のいずれかの地域に「大雨特別警報」、「暴風を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されている時の措置

- ① 午前7時において「大雨特別警報」、「暴風を含む特別警報」、「暴風を含む警報」が発表中の場合は自宅待機し、解除され次第安全に留意して登校してください。
- ② 午前10時においてなお上記警報が発表中の場合は、臨時休業になります。自宅学習をしてください。
- ③ 警報が解除された場合でも、地域によっては通学路の状況や交通機関の状況などにより登校が著しく困難な場合があります。この場合は、無理をしてまで登校しないでください。このことによる遅刻や欠席の場合は、連絡をしてください。
- ④ 上記警報以外の場合でも、生徒の安全確保のため、始業時刻の繰り下げや終業時間の繰り上げなどを行うことがあります。

### 2. 大雨や暴風以外の特別警報

学校所在地域において「大雨や暴風以外の特別警報」が発表された場合は、上記1の①から③と同じ措置をとります。

### 3. その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）の発表時における措置

- ① 授業を行います。状況によっては臨時休業としたり、始業時刻を繰り下げたりする場合があります。安全を確保し、事故に遭わないよう十分注意して登校してください。
- ② 地域によっては通学路の状況や交通機関の状況などにより登校が著しく困難な場合があります。この場合は、無理をしてまで登校しないでください。このことによる遅刻や欠席の場合は、連絡をしてください。
- ③ 電話が混み合う可能性がありますので、緊急の場合を除いて電話による問い合わせはご遠慮ください。本校ホームページに掲載するとともに、一斉メールにてお知らせします。